

逗子市池子接收地返還促進市民協議会

令和4年度第2回役員会会議録

日時	2023年(令和5年)1月24日(火) 18:00~18:50
場所	市役所4階 全員協議会室
出席委員	菊池会長、最首副会長、齊藤(慎)副会長、平井委員、石井(伸)委員、田宮委員、石井(達)委員、伊藤委員、宮川委員、矢島委員、吉川委員、岸原委員、菊池(尚)委員、丸山委員、斎藤(直)委員、棚沢委員、長沢委員、矢野委員
事務局	福井経営企画部長、仁科経営企画部次長、米山経営企画部参事(秘書・基地対策担当)、坂本基地対策課副主幹、基地対策課 城崎
傍聴者	なし
議題	1 令和4年度国への要請活動について 2 令和5年度事業計画(案)、収入支出予算(案)及び年間活動スケジュール(案)について 3 その他
配付資料	会議次第 役員名簿 資料① 池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書 資料② 令和5年度事業計画(案) 資料③ 令和5年度収入支出予算書(案) 資料④ 令和5年度年間活動スケジュール(案)

開 会

事務局：皆様、こんばんは。定刻となりましたので、ただ今から令和4年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第2回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で18名の委員の出席をいただいております。

半数以上の委員が出席されていますので、会則第10条第2項により本会議は成立しております。

事務局：はじめに、前回の役員会以降、役員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。

逗子市スポーツ協会の最首祥互委員でいらっしゃいます。

逗子市PTA連絡協議会の齊藤慎一郎委員でいらっしゃいます。

≪ 最首委員、齊藤委員よりご挨拶 ≫

逗子葉山青年会議所の関口雄貴委員におかれましては、ご都合により本日は欠席でいらっしゃいます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。会議次第、役員名簿、令和4年度要請文「池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書」(案)、令和5年度事業計画(案)、令和5年度収入支出予算書(案)、令和5年度年間活動スケジュール(案)、以上ですが、配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、菊池会長にお願いいたします。

会 長： 皆様、本日はお忙しい中、逗子市池子接收地返還促進市民協議会の令和4年度第2回役員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、例年当協議会が実施いたしております、国等への要請活動について要請案のご審議をいただくとともに、来年度の当協議会の事業計画・予算案等について、ご審議をお願いいたします。皆様の忌憚のないご意見等をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

早速ですが、会議をはじめさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

ここで、議題に入ります前に、事務局より、4月に開催されました第1回役員会以降の当協議会の事業及び池子住宅地区内約40ヘクタールの土地の共同使用等に係る動きにつきまして、事務局から報告させます。

事務局： まず、池子住宅地区内約40ヘクタールの土地の共同使用をはじめとする動きにつきましてご説明いたします。

●逗葉地域医療センター・逗子市保健センターへの進入路の返還合意について

この市民協議会としても、平成30年度からここを返還してほしいと継続的に要請して参りましたが、昨年12月14日に開催された日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設の土地及び工作物の一部返還について、日米両国政府により返還されることが合意されました。本市としては、1978年12月に、マイクロ通信施設跡地、これは第一運動公園の一番端に鉄塔のようなものが建っていたようでして、ここが返還されて以来のことで、既に44年が経過しているため、45年ぶりの返還を目指すこととなります。

今後、測量等や様々な手続きがございますので、返還時期については未だ明確になっておりませんが、いずれにしても返還は約束されたもので、逗子市にとっては大変喜ばしいことです。

このたび、合意された道路についてご説明いたします。両センターを開設するにあたり、今回返還される土地を施設利用の際に必要な道路、いわゆる進入路として、1999年11月に市道（逗子市道池子133号、134号）と認定し、2001年1月には共同使用が承認されたことから、市が側溝の整備や道路舗装などを行い、同年4月に両センターがオープンしました。さらに安定した通行を確保するために2002年5月に横浜防衛施設局及び関東財務局へ一部返還の申請をしておりました。このたび、両政府により晴れて合意されましたので、皆さんのお力が実り、市民と市と市議会が一緒になって要求してきたことがやっと実現するところまで来ましたので、最近の大変うれしいニュースです。もともと、こちらの進入路については、平成14年（2002年）、約20年前から返還の申請をしておりまして、今から5年くらい前からこの市民協でも要請しておりましたし、市としても交渉してきたということで、やっと実現が見えてきたということです。こちらが日米合同委員会での合意の正式な文書ですが、返還の概要、写真・地図、市長のコメント等とともに市のホームページ

ジでも見ることができるようになっております。当日、神奈川新聞の一面にも掲載されましたし、読売新聞などにも取り上げられ、大きなニュースとなっております。本当の返還というのはまだこれからですが、その方向で合意がされたので、一歩二歩前進したと考えてよいと思います。

#### 【進入路概要】

返還対象面積・・・2,500 m<sup>2</sup>

- ・車道 長さ約 211m、幅員概ね 6 m、面積約 1,840 m<sup>2</sup>
- ・歩道 長さ約 158m、幅員概ね 2.57m、面積約 676 m<sup>2</sup>

#### ●研修会の実施

昨年 11 月 19 日に、池子の森にて行いました研修会について、簡単にご報告させていただきます。当日は 13 人の委員にご出席いただきました。ありがとうございました。

9 時 30 分頃に 400mトラックの手前にある空き地に集合していただき、まず、市長から、そして会長からもご挨拶いただきました。その後、事務局から池子の森の状況をお話ししました。

それから、講師をお願いした池子の森自然公園 公園見守りサポーター世話人会の中村哲治様にバトンタッチし、歴史や生き物の生態についてお話ししていただきながら、約 1 時間かけて池子の森自然公園を散策しました。平成 26 年に池子の森自然公園がオープンした時に、市だけではこの自然は守っていけないので、市民の方と一っしょに守っていかうということで、サポーターを募集しました。さらにそのサポーターの中から、運営にも携わってみたいという方で世話会というものを作りました。中村さんはそこでおもてなし部会に所属し、池子の森を見に来られた方へ説明するような役割を担ってくださっています。

新しい委員の方には池子を知るきっかけになり、元々いらっしゃる委員の方には改めて振り返るよい機会になったのではないのでしょうか。

今後も研修については、皆さまの意見もいただきながら、よりよいものを企画していけたらと考えています。

#### ●米軍との交流（市関連）

昨年 5 月頃から、米軍がキッチンカーイベントというものを行っております。400メートルトラックの入口の所に毎回フードトラックが 3～4 台来て、米軍家族、逗子市民、合わせて約 500～600 人が買い物されていると聞いております。

11 月 6 日に市民まつりが初めて池子の森で行われました。米軍からは消防車が展示され、物販のお店が若干出ました。今回初めてでしたので小さい規模でしたが、今後は拡大していければと考えております。

12 月 10 日、久木小学校で PTA が主催する側溝清掃が行われました。毎回、米軍の方にお手伝いしてほしいとの依頼があり、今回は 8 名のボランティアが参加してくださいました。この側溝清掃は毎年の定番になりつつあり、久木小学校の関係者の方からは、パワーのある米軍ボランティアに手伝ってもらえるのは非常にありがたいとお話を伺っております。

●支所長の交代

昨年 10 月に、横須賀米海軍基地池子支所長の交代がございました。池子支所に約 1 年間勤務された、キング支所長は転勤され、新支所長にはジャマルボーデン曹長が着任されました。皆さんなかなかお会いする機会はないかもしれませんが、ご報告させていただきました。

会 長： それでは、ただ今の報告にご質問等がありましたらお願いします。

特に無いようですので、議事に移ります。議題 1 「令和 4 年度国への要請活動について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局： それでは、資料① 令和 4 年度要請文「池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書」（案）をご覧ください。昨年度より大きな変更はありませんが、一部変更になっている部分がありますのでご説明いたします。また全体的に内容を精査しております。

まず、表面の中段辺り返還についての要請部分ですが、今回逗葉地域医療センター・逗子市保健センターへの進入路の返還合意により内容を見直しました。「長年に亘って待ち望んでいた返還となりますことは大変喜ばしいことです。」といった表現に変えております。

また、昨年度まで旧軍港市転換法について記載しておりましたが、逗子市を適用とするのは難しいとの回答が国から出されていることもあり、今回から削除いたしました。

裏面をご覧ください。夏期の海水浴場について、昨年 7 月に発生した米軍人による傷害事件について盛り込み、よりルールへの遵守を強く要望するものです。

要請書文案については、以上のとおりです。

要請活動につきましては、2 月 21 日実施ということで皆様にもお伝えしておりますが、未だコロナの感染者が多いこと、またインフルエンザも流行の兆しがあることに鑑みて、感染リスクを考え、今年度につきましても会長・副会長、事務局で南関東防衛局に赴き活動をする予定であります。本日は、要請書として南関東防衛局へ当日提出する文案について、皆様にご意見をいただければと思います。

会 長： それでは、要請文案に対するご意見等がありましたら、お願いいたします。

長沢委員どうぞ。

長沢委員： 何点かありますが、一番大きいところは軍転法をはずしたことです。逗子が横須賀市に併合されたことから発生して、分離独立の際にたった 1 週間の違いで軍転法が適用されなかったという歴史が残っているわけです。だからこれは意味がないのではなくて、基地があるから池子の問題があるのであって、誰に向けて誰が要請文を出すのかということなので、軍転法については残しておいて頂きたいということがまず 1 点目です。

次に、要請文の 5 段落目、「この池子の森については、西側運動施設を含む一部土地約 40 ヘクタールについて、市に返還されるまでの間、」とありますが、昨年までの要請文については、「平成 23 年 9 月に西側運動施設を含む一部土地」と日付が入っていたのですね。ある意味歴史的なことを含むので、日付は残しておいても

らった方がよいのではないかと思います。日付はすべて削除されていますが、それだけの交渉をしてきているということが一目見て分かったほうがよいのではないかと。事実として、それなりの期間、運動があったということが必要だと思いますので、われわれとしても押さえておかないといけないし、このことをよく分かっている南関東防衛局だけではなくて、他の省庁へも出すものですから、昨年度までの日付のある部分は残して頂きたい。これは私の意見ですから、皆さんからご意見をいただければよいかなと思います。

次に、進入路の部分と海水浴場での米軍人による傷害事件の部分で2箇所、それぞれ昨年12月、昨年7月とありますが、今年のあとに括弧書きで2022年と入れて頂いた方がよいと思います。来年にまた出すとすれば、一昨年としなければいけないわけですから、2022年とした方がスムーズにいくと思います。

最後に、どうしてこれを除いたのか分からないのですが、最終行の「本協議会といたしましては」の部分、前年度までについては「池子接收地の全面返還により、市民が永年抱き続けてきた悲願である『平和都市』の実現がかなえられるものと思っております。」という文言が入っていたのですね。ここをどうして削ってしまったのか。逗子は「平和都市」を標榜しているので、市民としては、全面返還の中には平和都市というものがあるから全面返還を目指すのだと私は思っていますから、以前と同様に入れておいて頂きたいと思います。以上です。

会 長： 他にご意見はありませんか。はい、菊池委員。

菊池(尚)委員： 全体的にシンプルな書きぶりになって、言いたいことが明確に表現されているので、お手紙とかそういうものではなくて、われわれ逗子市民の意見としてストレートに書いてあるのは非常によいことだと私は思います。ただその中で、先ほど長沢さんがおっしゃった11行目の「この池子の森については、平成23年9月に西側運動施設を含む一部土地約40ヘクタール」の辺りの共同使用について触れているところで、「共同使用という状況では制約も存在しています。」とこれで終わりになってしまっている。書きぶりが非常にあっさりしすぎている。逗子市側としては、使用しやすい共同使用であってほしいし、加えて返還が視野に入っている共同使用ですから、共同使用の条件をもっと緩和して使いやすくしてほしい、という表現を入れて頂けないでしょうか。

会 長： 制約の概念でしょうかね？

菊池(尚)委員： そうですね。共同使用のルールについては、おそらく日米合同委員会での協議の事項だと思いますが、現場の運用の部分でも意外と制約がありますね。イベントで運動施設を使いたいので予約しようとしても、米軍が先に予約しているので残りの空いているところしか使ってはいけないとか。先ほど市民まつりの話もありましたが、大きなイベントで1年前から準備しようとしても、空いているところしか入れられないという現実の問題があります。それだけではなくて、基地対策課であれば、いろいろ直面されていることがあると思いますので、もう少し、こういう不自由があるので制約をはずしてもらえないかというような表現を、書き方はお任せしますが、具体例を挙げて書いてほしいという希望というか意見です。

会 長： 長沢委員、どうぞ。

長沢委員： 今のところですが、昨年までの要請文でいくと「米軍との共同使用という状況は制約も存在していることから、より市民が利用しやすい状況を確認頂きますよう要請します」という一文が入っていたのですね。これが抜けているので、付け加えてもいいと思いますが、最低限これくらい入れて頂ければどうかと思います。

会 長： 他にございませんか。はい、菊池委員。

菊池(尚)委員： 長沢さんが非常にソフトなコメントをされましたが、私はここは論点の一つだと思うので、できたらもう少し充実した内容を入れてほしい。結びの言葉はもちろん長沢さんがおっしゃったとおりでよいと思いますが、敢えて私の意見としても一度言わせて頂きました。以上です。

会 長： 他にご意見はありませんか。はい、宮川委員。

宮川委員： 過去からの流れがいろいろあると思いますが、私は今期からこちらに出席させて頂いているので、細かいところがどうこうということではないのですが、全体の流れとして、まず概要を説明し、私どもの要望を語った後に要請し、最後に配慮をお願いする、という形で上手くまとまっていると思います。ただ、重箱の隅をつつくようで申し訳ありませんが、下から8行目の在日米軍における新型コロナウイルスのところだけお願いなのです。せっかく要望がきて、これから要請の重要なところですよ、という所にお願いが入っているので、いきなり軽くなってしまっているような印象があり、これは後ろの方にもっていったらどうかと思った次第です。要望、要請、そしてお願いという構造だったら、それに合わせた方が分かりやすいのかなと思いました。それから、私が読んだ印象としては、例えば「以下の件要請いたします。1～、2～」というような箇条書きの方が素人目には分かりやすいように思いますが、これまでの経緯があってこのような書き方になっていることを否定する訳ではございません。ただ初めて読んだ印象として、読み込まないと少し理解しにくいかなという感想です。以上です。

会 長： 他にご意見ございませんか。はい、斎藤委員。

斎藤(直)委員： 前もって要請書を送って頂き、ありがとうございます。毎回、要請書の内容は私も気になっています。たしか前回、前々回は、前の年がどのような文章で、それが今回はこのように変わりましたという形の案として頂いていたように思います。そうすると、前回と比べてどう違うのかが分かりやすかったので、できたら次回はまたそういう形で出して頂けると、新しく入った方も分かりやすくなってよいのではないかとお願いです。それと、先ほど長沢さんはとても柔らかくおっしゃっていましたが、軍転法については、私は残して頂きたいです。例えば、進入路についても、ずっと言い続けてきたことが、今回形になったと思うのです。法律は人間が作るもので、どこで何がどう変わっていくかは分からないので、とにかく言い続けていかないと忘れられてしまう。無かったことになってしまう。希望はないという形で判断されてしまいかねないので、やはりダメだからではなく、こういうことがあるから何とか工夫してください、という思いが伝わるような形で、ぜひ軍転法の部分の文章は残して頂きたいと思いました。よろしくお願ひします。

会 長： 他にご意見はございませんか。無いようですので、私の方から。軍転法に関して、強く削除を要請したのは私です。国と長く交渉してきて、大臣クラスの方とも話をしてきた中で、これは困難であると言われていました。実際問題として、軍転法にこだわっているよりも実をとって、どんな方法でも結構ですから返還の際は無償でと要請する内容に、私がこだわったという状況です。ですから、長沢さんと齋藤さんは、そこに対しては逆のこだわりがあるのかなと。

もう一つ平和都市の話がありましたが、これもこの団体とは全く関係のない話でして、平和の問題は基地問題としてよく取りざたされていますけれども、基地がなければ平和なのかというところでもなくて、その部分に関してわれわれは踏み込むべきではなく、もともと逗子にあった旧日本軍の基地が米軍に接収されたので、それをとにかく返していただいて、逗子の財産として使っていきたいということがこの団体のスタートですから。平和に対していろいろな意見がある中で、ことさら平和ということを入れるべきではない。何故かといったら、われわれの活動は池子の森を返還してほしい、ただそこであり、池子接収地の全面返還を実現するのがこの団体の趣旨ですのでシンプルにしたということです。いろいろな意見があると思いますが、このような考えがあってこの文章になっているということです。

はい、長沢委員どうぞ。

長沢委員： これまでずっと軍転法を言い続けてきましたから、特にこだわらずに何かいい方法がありましたら双方で出し合おうということ、防衛の方もそれなら何とかいいものをやりましょう、とやってきた経過があるのです。だから、困難だからというのではなくて、そういうものを掲げてやってきたから、それだけのものを引き出したということがあるわけです。歴史というものは、やはり残しておいた方がよいと思うのです。逗子が独立をしたということと、軍転法とはどういうことなのかということが、やはりあった方がよいのではないかと私は思います。それと、ただ返還を要求しているのだから、平和都市の実現はいらないと言われてますが、やはり市民としては平和があって、基地がないことが願いなわけで、これは入れておいた方がよいと思います。平和都市ということは、市民はみな希望しているのですから。

会 長： 齋藤委員どうぞ。

齋藤(直)委員： 以前にもここで話したと思いますが、この池子市民協は歴史も長く、市民と行政が一緒になって、国にもきちんと要望を出してやっていける素晴らしい組織だと私は思っています。まずそれが一点あります。

皆さんご存知の方も多いと思いますが、国の接収によって池子の土地に住めなくなった方もいらっしゃいますし、戦後、弾薬庫の爆発事故があって周辺住民が亡くなり、退去命令も出てとても怖い思いをした人たちもいらっしゃいます。逗子には実際にそういった歴史があり、今まで積み重ねてきた歴史、人々の思いというものが、何らかの形で残るものにしてほしい。ただ行政に出す形式的な文章とか、うまくやれるかどうかということだけではなくて、長い歴史に対する市民の思いというものが形になって出るものとして、要請文というものがあるとよいのではないかと

個人的には思っています。

会 長： 他にご意見はございませんか。菊池委員どうぞ。

菊池(尚)委員： おかげさまで、私は長沢委員や斎藤委員と二十数年間いっしょに活動させて頂いています。戦前の海軍による接収から始まる池子の歴史ですが、この間の研修会での池子の森の見学の時にも、あそこから立ち退きさせられて、今もご健在の鈴木久彌さんのお話が出ていましたけれど、実際にあそこに住んでいて、海軍に立ち退かされてしまった人が今も生きているというのが大事な記録だと思うのです。ただ、要請文に歴史のことをどこまで書くべきかについては、正直いろいろあると思います。そしてもう一つ、これを言ってしまっただけではいけないかもしれませんが、軍転法にとらわれて前に進まないのはいかなるものか。そういう意味では、長沢委員がおっしゃったように、軍転法ができなくても、それと同等の無償による譲渡等の措置と要請文にも書いてありますが、国からもそういう意見を引き出せるよう、この文章は少し入れ込みにくいですが、例えば「従来、軍転法の適用をお願いしてきましたが、現実にはこれまでの議論を踏まえ、無償による譲渡等の措置を講ずるよう特段のご配慮を」というように文章をうまくつないで、歴史は歴史、しかしこれからは実を取っていくことを考えていますよ、ということだと思っているので、そういう形で書き加えたらよいのではないのでしょうか。軍転法にとらわれてはいけない。私も何度も国会議員さんのところに陳情、要請活動に行きましたが、なかなか難しいという現実。ただ、われわれはこういうことをやってきて、その上で、軍転法にこだわらなくても、無償による譲渡という配慮はお願いしたい、ということでしょうか。会長がご納得いただけるのであればということですが。

会 長： これまでの経緯が全然わからない方たちにとっては、一体何の議論かと思うのでしようけれど、軍転法つまり旧軍港市転換法というのは、隣の横須賀市には適用されています。例えばソレイユの丘は無償で返還されていますね。ただ、逗子は独立してしまったので適用対象外ですよ、との政府の答弁がなされていて、私も議員になってから長いこと国会議員の大臣クラスとも話をしましたけれども、これはもうダメだよと。これを言っている限りは先に進めないからねと何度か言われているし、毎年、ダメですという返事が来ってしまうのですね。これは私の考えですけれども、交渉ごとではダメですと言わせてしまっただけではいけないと思っているので、向こうが、それだったらなんとかしましょうというような交渉が必要ではないかということで、敢えて軍転法には触れないという方針を出させて頂きましたが、それに対して長沢さんはそうではないと。一つだけ理解して頂きたいのは、軍転法を言ってきたからうまく行っているわけでは決してないです。そこはもう完全に切り離されていて、ダメですという回答しかないのです。これを言っているか限りはダメだということは分かって頂きたいと思います。ただ一方で、菊池委員がおっしゃるように、「従来はここにこだわってきたけれど」という文章であるのなら、それは歴史観なのでいいのかなと思います。私もどうしてもこれでなければダメだというわけではないですけれど、一つの投げかけとして皆様のご意見をお聞きしたかったので、長沢さんのご意見も、意見としてそういう考えもあるのだなと感じま

した。

他にご意見はありますか。長沢さんどうぞ。

長沢委員： 何年か前に、上の方から、双方で知恵を出し合いましょうという回答を得ているわけです。われわれが要請をして交渉し、こういう回答を引き出したのではないですか。会長がおっしゃったこととは違うわけです。そういう形でやってきて、向こうも知恵を出し合いましょう、財政の方にも話をしますよ、という所まで来たわけです。菊池さんが言われたとおりでも構わないですけど、やはり軍転法というのは残しておいてほしいです。

会 長： 軍転法という言葉を残すことでいいですか。

長沢委員： そうですね。それでいいと思います。

会 長： 分かりました。皆さんのご意見を少しずつ配慮した形にしたいと思います。

それでは、議題1「令和4年度国への要請活動について」お諮りいたします。要請書につきましては、本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ、作成いたします。文案のとりまとめは私と事務局に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

会 長： ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

要請活動は私と副会長が代表して行いますが、要請内容の実現に向けて、皆様の思いを伝えて参ります。

続きまして、議題2「令和5年度予算要求に係る事業計画案及び収入支出予算案等について」事務局より説明してください。

事務局： まず資料②「令和5年度事業計画(案)」をご覧ください。事業方針、推進方法につきましては、ほぼ昨年と同じ形で計画しております。先ほどの国への要請文の内容と合わせまして、軍転法の関係の記述を削除しておりましたが、要請文が変わるようであればこちらの事業計画も変更して、また皆さまにお配りさせていただきたいと思います。続きまして資料③「令和5年度収入支出予算書(案)」をご覧ください。総額につきましては、昨年度と同額の116,000円を計上しております。昨年4月に行われた第1回役員会において、研修講師への謝礼について、増額した方がよいのではないかとのご意見を頂きましたので、役務費をマイナス1万円とし、その分、報償費を増額いたしました。他の科目につきましては、昨年と同額です。続きまして資料④「令和5年度年間活動スケジュール(案)」をご覧ください。内容につきましては、今年度と同様のスケジュールです。11月の研修内容につきましては、皆さまからご要望をお伺いした上で計画していきたいと思っています。事務局からは以上です。

会 長： ただ今の説明にご質問等がありましたらお願いします。

特に無いようですので、今後の対応につきましては、私と事務局にお任せいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

会 長： それでは次に、議題3「その他」としまして、事務局から何かありますか。

事務局： 事務局からは特にございません。

会 長： 特に無ければ、本日の会議はこれをもって終了いたします。ありがとうございます。  
した。

閉 会

—以 上—